

虚偽記載等の証券不公正取引と 証券取引等監視委員会の対応

証券取引等監視委員会
委員 福田真也



目 次

- I 証券取引等監視委員会の概要
- II 証券不公正取引
 - 1 不公正取引の種類
 - 2 最近の主な事例
 - 3 不公正ファイナンス
 - 4 証券検査関係
- III 粉飾決算の顛末
- IV インサイダー取引規制
- V その他参考事項
 - 1 課徴金制度
 - 2 上場企業の「箱企業」化への道

I 証券取引等監視委員会の概要 1

1 証券取引等監視委員会発足の経緯

- ・ 平成3年の4大証券の不祥事
- ・ 証券会社等の監督と市場ルールの遵守を監視する役割を分けるため証券取引等監視委員会が発足した(監督は大蔵省証券局、現在は金融庁監督局)

2 監視委員会の組織

- ・ 金融庁に置かれた委員長及び委員2名の合議制の機関
- ・ 委員長及び委員は国会の同意を得て、内閣総理大臣により任命される
- ・ 委員長及び委員は独立して職権を行使 原則として在任中その意に反して罷免されることがない
- ・ 委員会には事務局が置かれる(6課体制、定員392名、他に地方組織として各財務局に計312名)

I 証券取引等監視委員会の概要 2

3 証券取引等監視委員会の権限 (権限)

(担当課)

- 刑事告発

特別調査課

- 行政処分の勧告

 - 課徴金支払い命令

取引調査課、開示検査課

 - 有価証券報告書等の訂正命令

開示検査課

 - 業務停止等の行政処分の勧告

証券検査課

- 裁判所への違反行為の禁止・停止命令の申立て

証券検査課、開示検査課

- 建議

総務課



Ⅱ 証券不公正取引 1

1 不公正取引の種類

- ・ 内部者取引(インサイダー取引)
- ・ 虚偽記載(有価証券届出書・報告書等、不提出を含む)
- ・ 相場操縦
 - 対当売買、買い上がり買付け
 - みせ玉(早稲田大学OB、大分のデイトレーダー)
- ・ 不公正ファイナンス
 - 架空増資、水増し増資
 - 現物出資
 - 偽計(他人に誤解を生じさせる詐欺的ないし不公正な策略、手段をいう)

Ⅱ 証券不公正取引 2

2 最近の主な事例

① 虚偽記載等

- ・ 告発事例

 - プロデュース(循環取引)

 - 監査した公認会計士も共犯で告発(裁判中)

 - エフオーアイ(偽計でも告発、架空売上)

- ・ 課徴金事例

 - ゼンテック・テクノロジー・ジャパン(実態のないのれん12億円を計上)

 - シニアコミュニケーション(架空売上22億円の計上)

② 風説の流布(告発事例)

- ・ ヤフー掲示板にフルスピード社が完全子会社化されるという情報を情報通信社が配信したとの虚偽の書込みをし、株価を変動させた(ストップ高)

Ⅱ 証券不公正取引 3

③ インサイダー取引

■ 告発案件

- ・ あおぞら銀行行員（融資の審査担当が、融資申込み先の株を売買）
- ・ 日産ディーゼル専務秘書及び元夫（専務もインサイダー取引（課徴金事案））
- ・ 西友の社外取締役の夫（妻の社外取締役は伝達者）

■ 課徴金案件

- ・ 東陽監査法人職員の公認会計士（課徴金1,180千円）
- ・ オリエンタル白石株（会社再生法申請に伴う留意事項を記載したメールを申請日の前日夜流したため、従業員、取引先、信用情報機関の従業員計7名がインサイダー取引）

Ⅱ 証券不公正取引 4

3 不公正ファイナンス

1) 不公正ファイナンスの定義

発行市場での不適切なファイナンスに起因する流通市場での不公正取引

一般的には、ビジネスモデルが崩壊した新興市場上場企業の次のようなファイナンス等(必ずしも違法ではないものもある)

- 第三者割当増資、MSCB発行(不透明な割当先、支配株主の変更、極端な希薄化)
- 極端な株式併合(大量な单元未満株の発生)
- 現物出資(使用見込みのない不動産、過大評価)
- 水増し増資

Ⅱ 証券不公正取引 5

2) 不公正ファイナンスの発生原因(経営者のモラル等を除く)

- 新興市場の乱立(上場基準の緩和、緩やかな上場審査)
- 会社法改正(規制緩和)

増資登記手続きの簡略化(払込保管証明書不要)

現物出資手続きの簡略化(不動産の現物出資:不動産鑑定士の鑑定書があれば、弁護士、公認会計士、税理士の相当性証明書で登記可能)

- 取引所上場規則の不備(最近改正済み)

東証 希薄化25%以上、支配株主が異動する第三者割当増資に対し、社外取締役等の必要性、相当性についての意見書、株主総会の決議を要求

Ⅱ 証券不公正取引 6

3) 不公正ファイナンスで告発した事例

- ・ トランスデジタル(水増し増資)

新株引受権の行使による増資直後に不渡りを出し、民事再生
手続申立て

架空増資(888百万円 同一資金を3回転させた)

- ・ NESTAGE(現物出資)

旧かんぽの宿3物件を12億円で現物出資

不動産鑑定士に水増しした客室数及び収容人数等に基づく
事業計画を提示して鑑定評価額を過大にさせ、それに基づ
き現物出資により債務超過が解消すると虚偽の公表をした

Ⅱ 証券不公正取引 7

- ・ 井上工業(架空増資)

会社の資金15億円を第三者増資の割当先に提供し、その資金で払い込みが行われた

4) 海外投資家等による証券不公正取引

告発、課徴金支払い勧告ができない場合は、海外の規制当局に情報提供する

- ・ 日本航空株(みせ玉による相場操縦)

香港の投資運用会社が行った2006年の相場操縦に対し、香港の証券先物委員会(HKSFC)が投資運用会社等に対して戒告処分、制裁金を課した。監視委員会からの情報・資料提供によりHKSFCが判断し、処分した

Ⅱ 証券不公正取引 8

5) 証券検査関係(勧告・指摘)

- 無登録による有価証券の売買・勧誘
- ファンドへの出資金の分別管理が不適切(出資金の流用・使途不明)
- 損失補填
- 不招請勧誘(FX業者)
- 著しく事実と相違する広告
- 利害関係者からの資産の取得に係る善管義務違反(REIT)
- ユーロ円TIBORの呈示レート変更の要請

(注) 無登録業者に対する検査権限はない

Ⅲ 粉飾決算の顛末 1

■ 会計監査で見逃された粉飾決算が発見された場合
有価証券報告書提出会社

- ・ 提出済みの有価証券報告書等の訂正

会計監査人(監査法人)

- ・ 訂正した連結財務諸表等に対する監査の実施

監視委員会

- ・ 有価証券報告書提出会社に対する課徴金支払い命令の勧告
- ・ 刑事告発(提出会社、会社役員等、共謀があった場合監査を担当した公認会計士も告発)

証券取引所

- ・ 上場廃止に該当するかを検討し、必要な場合上場廃止にする

Ⅲ 粉飾決算の顛末 2

金融庁

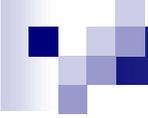
- ・ 虚偽証明の場合、公認会計士・監査審査会の意見を聞き会計監査人(監査法人、関与社員等)を処分(登録抹消、業務停止(最長2年)、戒告、課徴金支払命令)

日本公認会計士協会

- ・ 自主規制機関として会員である会計監査人を処分
- ・ 品質管理レビューの結果により上場会社監査登録を抹消

株主

- ・ 会社に損害を与えた取締役等に対し株主代表訴訟
- ・ 株価下落、上場廃止による損失について会社、役員、会計監査人等に対し損害賠償訴訟の提訴



IV インサイダー取引規制 1

1 インサイダー取引(内部者取引)とは

上場会社等(公開買付者等)の役員等一定の関係を有する者が、当該上場会社等(公開買付者等)の内部情報を知って、その公表前に当該上場会社等(公開買付等の対象会社)の株式等を売買すること

2 インサイダー取引規制の必要性

- ・ 投資者保護
- ・ 市場の信頼性確保(インサイダー規制のない市場は海外投資家の信頼を得られない)

3 罰則等

- ・ 犯則事件(刑事告発)
- ・ 課徴金納付命令
- ・ 会社等における処分(懲戒解雇、降格等)

IV インサイダー取引規制 2

- 4 会社関係者等のインサイダー取引規制
 - 会社関係者等
 - 重要事実
 - 公表
 - 特定有価証券
- 5 会社関係者に規制がかかる場合
 - 上場会社の役員等
その職務に関して重要事実を知った場合
 - 帳簿閲覧請求権を有する者
閲覧権の行使に関して知った場合
 - 法令に基づく権限を有する者
その権限の行使に関して知った場合

IV インサイダー取引規制 3

- 契約を締結しているもの
締結、交渉、履行に関して知った場合
- 同一法人の他の役職員(2、4番目)
その職務に関して知った場合
- 上記各ケースの会社関係者は、会社関係者でなくなった後1年間はインサイダー取引規制の対象になる

6 情報受領者

- 重要事実を知った会社関係者から重要事実の伝達を受けた者(情報受領者)はインサイダー取引規制の対象となる
- 情報受領者から重要事実の伝達を受けた者(第2次情報受領者という)は、インサイダー取引規制の対象外



V その他参考事項 1

1 課徴金制度

- 証券市場への信頼性を害する違法行為に対して、規制の実効性を確保するための手段として、刑事罰に加え行政上の措置として違反者に対して金銭的な負担を課す制度で、平成17年4月から導入された(審判制度も導入されている)
- 対象となる行為
 - 有価証券届出書・報告書の虚偽記載
 - 継続開示書類の不提出
 - 相場操縦
 - 内部者取引(インサイダー取引) 他
- 課徴金額
 - 行為ごとに算定方式が異なる(全般的に増額された)

V その他参考事項 2

2 上場企業の「箱企業」化への道

- ・ 証券市場から資金調達するためだけの「箱」である企業を「箱企業」とよんでいる
- 新興市場への上場⇒ ⇒ビジネスモデルの行詰り(売上不振) ⇒資金繰り悪化(売上不振のため公募増資、銀行借入は不可能 第三者割当増資のみ可能) ⇒第三者割当増資の割当先を紹介するアレンジャーの登場⇒第三者割当増資⇒支配権の移動⇒不透明な投融資⇒投融資に係る特別損失の計上⇒資本の毀損⇒GC注記⇒会計監査人の交替⇒第三者割当増資(その後繰返し)